

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は純粋持株会社として、社会や株主、お客さま、その他すべてのステークホルダーに対する責任を果たし、その信頼を得て、企業価値を向上させていくという経営目的のもと、当社グループ全体としてのコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図り、経営の効率性、的確性、公正性、透明性をより高めていくことが極めて重要な課題であると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
名古屋友豊(株)	2,973,440	8.45
東京海上日動火災保険(株)	2,168,167	6.16
三井住友海上火災保険(株)	1,793,203	5.09
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	1,793,203	5.09
山口直樹	1,741,000	4.95
(株)三菱東京UFJ 銀行	1,200,000	3.41
ジェーピー モルガン チェース バンク 385093(常任代理人(株)みずほコーポレート銀行決済営業部)	1,150,000	3.26
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	1,040,000	2.95
ATGグループ社員持株会	915,737	2.60
(株)三井住友銀行	832,427	2.36

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
-------------	---------

決算期	3月
-----	----

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
-------------------	---------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満
-------------------	------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、親会社や上場子会社を有しておらず、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	24名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任していない

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、当社の内部監査室及びグループ各社の内部監査部門と適宜情報交換を行うとともに、必要に応じて監査、監督のための指示を行い、当該指示事項についての報告を受けております。また、常勤監査役は、会計監査人と随時現状確認や意見・情報交換等を行い、会計監査人による監査計画及び監査結果の報告も合わせて受けております。

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツに所属する服部則夫、瀧沢宏光の2氏であります。また、当連結会計年度の会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士が10名、その他13名であります。会計監査人は、監査役への監査計画及び監査結果の報告と合わせ、期中においても随時、内部監査室及び常勤監査役と現状確認や意見・情報交換等を行い、それぞれの独立性を維持しつつ、相互に連携して監査の実効性を高めております。

当社は内部監査を行う部門として内部監査室を設置し、4名体制でグループ全体としての内部監査体制の強化に取り組んでおります。内部監査室はグループ各社の内部監査部門と連携して、当社及びグループ各社に対する監査、指導を行っており、また、グループ全体の「財務報告に係る内部統制の評価」を実施しております。

内部監査、監査役監査及び会計監査につきましては、上記のように期中に適宜現状確認、意見・情報交換等を行うことで、それぞれの独立性を維持しつつ、相互に連携して監査の実効性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
大賀 吉弘	他の会社の出身者										
永井 恒夫	弁護士										
井元 明正	他の会社の出身者					○					

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
大賀 吉弘	○	——	大賀氏は複数の会社の役員を歴任されており、幅広く客観的な見地からの監査、監督をいただくため、社外監査役に選任しております。また、大賀氏は平成16年3月まで損害保険会社の専務取締役役に就任しておりましたが、当社グループは複数の損害保険会社の代理店業務をしており、その中で同社の当社グループに対する影響度は希薄であるため、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
永井 恒夫	○	——	永井氏は弁護士であり、専門的及び客観的な見地からの監査、監督をいただくため、社外監査役に選任しております。また、当社との間には特別の利害関係はなく、独立性が確保されており、一般株主と利益相反のおそれがないことから、独立役員に指定しております。
井元 明正	○	——	井元氏は会社経営者であり、会社経営及び客観的な見地からの監査、監督をいただくため、社外監査役に選任しております。また、当社との間には特別の利害関係はなく、独立性が確保されており、一般株主と利益相反のおそれがないことから、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

取締役としての経営に対する貢献は、特定の領域に偏らず、全てのステークホルダーの満足度を高め、短期的ではなく中長期的に安定した企業の成長に取り組み、寄与していくことと考えております。従いまして、インセンティブ付与に関する施策は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役 11名 157,350千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

監査役室、内部監査室、グループ各社の内部監査部門によるサポート体制のほか、常勤監査役による取締役会等の重要な会議への出席、議事録、決裁書類等の重要な文書の閲覧、会計監査に際しての立会いなど、実効的な監査が行えるような体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会は、事業年度末現在10名によって構成され、法令、定款及び取締役会規則に基づき、当社単体に関する案件の審議、承認を行うとともに、グループ経営事項の審議、報告を行う機関として、開催しております。これに加え、常勤取締役によって構成される常勤役員会を原則毎月1回開催し、経営の効率化、意思決定の迅速化を図っております。また、グループ全体としての経営の効率性、的確性をより高めるため、グループの代表者による「ATG代表者会議」、営業系・管理系の担当取締役による「ATG本部長会議」を定期的に開催し、グループ各社の業務執行状況や財務状況等を把握するとともに、グループ戦略や方針の検討、グループ全般に関する施策・制度等の確認及び共有を行っております。監査役会は、監査計画や監査役の業務分担に従って監査を行い、取締役会規則に基づいて審議、報告、決議等を行っております。各監査役は、取締役会の意思決定過程や取締役の業務執行状況等の監視、監督を行っており、社外監査役である常勤監査役が常勤役員会、その他の重要な会議等に出席することにより、監査役監査の実効性をより高めております。会計監査人は、監査役への監査計画及び監査結果の報告と合わせ、期中においても随時、内部監査室及び常勤監査役と現状確認や意見・情報交換等を行い、それぞれの独立性を維持しつつ、相互に連携して監査の実効性を高めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンスを実現し、確保するために実効性があるものと判断し、当該ガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	株主総会招集通知の自社ホームページへの掲載

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	http://www.at-group.jp/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR推進室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR活動につきましては、ステークホルダーに対する責任を積極的に果たすべく、「コンプライアンス」、「リスク対応」、「環境対応及び社会貢献」の3つを重点的に取り組むべき領域と定めております。 グループ各社は『ATグループ企業行動憲章』のもとCSR基本方針等を策定し、一部事業会社につきましてはトヨタ自動車販売店協会とも連携して活動を推進しております。 当社にCSR推進部を設置するとともに、「CSR規程」を定め、グループ全体でガバナンスを円滑に行える統制環境を整備・強化し、運用しております。 環境保全活動につきましては、CSR推進部内に「ISO推進室」を設置し、ISO14001を既に取得している事業会社や今後、取得予定の事業会社のサポート活動を行っております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社の業務が法令及び定款に適合し、効率的に執行されていくことを確保するために適切に運用されることは、ステークホルダーに対する責任を果たし、企業価値を向上させていくために極めて重要な経営課題であると認識しております。こうした認識のもと、当社では、監査役による取締役の業務執行状況の厳正かつ客観的な監査・監督、CSR推進体制や社内規程及び内部通報制度等に基づいたコンプライアンスの推進と情報管理の徹底、グループ各社の業務執行状況の把握や連携強化など、体制の充実を図っております。さらに、グループ全体として、コンプライアンス、リスク管理、情報の保存管理、効率的な職務執行などの体制、あるいは監査役の監査がより実効的に行われるための体制等の見直しを含め、機能の強化に取り組んでおります。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況といたしましては、グループ全体の倫理基準ならびに行動指針を示す『ATグループ企業行動憲章』に「反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、社会秩序の維持に努めます。」と定めるとともに、『内部統制システムの整備に関する基本方針』に「当会社およびグループ各社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、社会秩序の推進に努める。」と規定しており、グループ全従業員が反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を理解し、実践に努めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、今後とも純粋持株会社体制のもとで、上記のような内部統制システムに関する体制の整備、強化のため、必要な規程類の整備や、内部統制システムを運用していくための組織体制、運用状況をモニタリングし改善していくための体制などの整備をグループ全体として進めてまいります。

平成23年6月29日 現在

